

# 複製管理弁法

2009 年 4 月 21 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 複製管理弁法

中華人民共和國新聞出版總署令 第 42 号

『複製管理弁法』はすでに 2009 年 4 月 21 日に新聞出版總署第一回署務會議にて採択された。ここに公布し、2009 年 8 月 1 日より施行する。

## 第一章 總則

第一条 我が国複製業の管理強化及び健全な発展を目的として、『出版管理条例』及び『音像製品管理条例』の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は CD、磁気テープ、磁気ディスク及び新聞出版總署が認定するその他の記録媒体（以下、その他の媒体と略称）の商業目的の複製に対して適用される。

本弁法にいう CD は CD-ROM 及び CD-R を含む。そのうち、CD-ROM とはメモリ内に内容を含む CD を指し、CD-R とはブランクディスクを指す。

本弁法にいう商業目的の複製とは、商業目的による CD の複製、製造及びメモリ内に内容を含む磁気テープ及び磁気ディスクの複製を含む。

本弁法に言う複製単位とは CD、磁気テープ、磁気ディスク及びその他の媒体の商業目的の複製に従事する単位を指す。

第三条 如何なる単位又は個人も以下の内容を含む複製品の複製をしてはならない。

- (一) 憲法によって確定されている基本原則に反するもの
- (二) 国家の統一、主権及び領土の保全を脅かすもの
- (三) 国家機密を漏洩したり、国家の安全を脅かしたり、または国家の榮譽及び利益を損なうもの
- (四) 民族的怨恨、民族差別を煽動し、民族の団結を破壊するもの、または民族の風俗、習慣を侵害するもの
- (五) 邪教、迷信を宣揚するもの
- (六) 社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの
- (七) 猥褻、賭博、暴力または犯罪教唆を宣揚するもの
- (八) 他人を侮辱または誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの
- (九) 社会道徳または民族の優秀な文化及び伝統を脅かすもの
- (十) 法律、行政法規または国家の規定により禁止されているその他の内容を含むもの

第四条 新聞出版總署は全国の CD、磁気テープ、磁気ディスク及びその他の媒体の商業目的の複製に対する管理監督活動を主管し、CD-ROM 複製単位設立についての審査、許可を担当する。

県級以上の地方新聞出版行政部門は当該行政区内の CD、磁気テープ、磁気ディスク及びその他の媒体の商業目的の複製行為の監督管理業務を担当する。そのうち省級新聞出版行政部門は CD-R 製造単位及び磁気テープ、磁気ディスク複製単位設立についての審査、許

可を担当する。

第五条 新聞出版行政部門はすでに取得された違法嫌疑の証拠または通報を根拠に、違法の疑いがある商業目的の複製行為に対して調査、処理を行う際、違法活動と関係のある物品を検査することができる。違法活動との関係性を証明する証拠が存在する物品については、これを封印するか、或いは差し押さえることができる。

第六条 複製単位は品質保証体制を確立し、管理制度の健全化を行わなければならない。

第七条 複製業界の社会団体は当該の規約に従い、新聞出版行政部門の指導のもと、自律管理を行う。

## 第二章 複製単位の設立

第八条 国家は商業目的の複製に対して許可制度を実行する。許可を得ていない場合、いかなる団体又は個人も商業目的の複製に従事してはならない。

複製単位の設立には新聞出版行政部門による審査、許可及び複製経営許可証の発行が必要であり、さらに工商行政部門への登録の後、初めて製造が可能となる。外国企業の投資によって複製単位を設立する場合は、新聞出版行政部門の許可に加えて、商務部による審査、許可及び外商投資企業許可証書の発行が必要である。

第九条 複製単位を設立する場合は以下の条件を備えていなければならない。

- (一) 複製単位の名称及び規約を有していること
- (二) 業務範囲が画定されていること
- (三) 業務範囲内の必要性に応じた生産経営場所及び資金、設備などの条件を備えていること。そのうち、**CD-ROM** 複製単位の登録資本最低額は **1,500** 万元とする。**CD-R** 製造単位の登録資本最低額は **3,000** 万元とする。また磁気テープ及び磁気ディスク製造単位の登録資本最低額は **50** 万元とする。
- (四) 業務範囲内の必要性に応じた組織構成及び人員を有していること。
- (五) 法律、行政法規の規定するその他の条件を満たしていること。

複製単位設立の審査、許可の際には、前項の規定に従うことに加えて、国家が定める複製単位の総数、構成及び分布に関する計画に符合しなければならない。

第十条 複製単位設立の際は、所在地の省級新聞出版行政部門に対して申請を提出し、さらに以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 要求に従って記入された申請用紙
- (二) 企業規約
- (三) 実行可能性についての研究報告
- (四) 法定代表人または主要責任者の身分証明及び履歴証明
- (五) 法定の資本検査機構が発行した資金信用証明
- (六) 経営場所及び必要な生産条件の証明

(七) 新たに企業を設立する場合は、工商部門発行の企業名称事前許可通知書を提出しなければならない。

第十一条 CD-ROM 複製単位の設立を申請する場合、所在地の省級新聞出版行政部門による審査、許可により同意を得た後、新聞出版総署に審査申請を届け出、さらに省級新聞出版行政部門による初審資料及び本弁法第十条に規定される申請書類を提出する。新聞出版総署は受理した日より 60 日以内に許可または不許可の決定を下し、かつ省級新聞出版行政部門を通じて申請人に通知しなければならない。不許可の場合は、その理由を説明しなければならない。

CD-R 製造単位及び磁気テープ・磁気ディスク複製単位の設立を申請する場合、省級新聞出版行政部門は受理した日より 20 日以内に許可または不許可の決定を下し、申請人に通知しなければならない。不許可の場合は、その理由を説明しなければならない。

第十二条 国家は外商投資による CD-R 製造単位の設立や中外合資経営、中外合作経営による CD-ROM 及び磁気テープ、磁気ディスク複製単位の設立を許可する。ただし、その場合は中国側が筆頭株主または主導的な地位を占めなければならない。国家は外商企業の独資による CD-ROM 及び磁気テープ、磁気ディスク複製単位の設立を禁止する。

第十三条 新聞出版行政部門より設立許可を得た複製単位は、複製製造用設備の取り付け及び試運転が完了した後、所在地の省級新聞出版行政部門による検査に合格し、複製経営許可証の発行を受けた後にはじめて製造を開始することができる。

複製単位は 60 日以内に新聞出版行政部門発行の許可に関連する書類または複製経営許可証を持参の上、所在地の工商行政部門に赴き登録手続きを行う。

第十四条 複製単位が兼業または業務範囲の変更を申請する、またはその他の複製単位を併合する、或いは合併、分離などによって新たに複製単位を設立する際は、本弁法第九条から第十一条の規定に基づいて審査及び登記の手続きを行わなければならない。

複製単位が名称、住所、法定代表人または主要責任者を変更する、または商業目的の複製を終了する際は、登録を行った工商行政部門にて登録変更または取消しを行わなければならない。省級新聞出版行政部門によって設立を許可された複製単位は、工商機関での登録後 30 日以内に直接省級新聞出版行政部門へ届出を行わなければならない。新聞出版総署によって設立を許可された複製単位は、工商機関での登記後 20 日以内に省級新聞出版行政部門に届出申請を提出し、省級新聞出版行政部門は申請を受け取った日から 20 日以内に新聞出版総署に対して届出を行わなければならない。届出先機関による案件の記録が完了した後、複製経営許可証の変更または取消しを行う。

### 第三章 複製製造設備の管理

第十五条 国家は CD 複製製造設備に対する審査及び管理を実施する。

本弁法にいう CD 複製製造設備とは CD 原盤の書き込み、製造及びコピー盤の製造を行うための設備を指し、以下にあげる主要設備を含む：CD 製造用金属原盤の製造設備、精密射

出成型機、金属メッキ真空蒸着機、粘着機、保護膜塗布装置、染料層スピンコーティング装置、専用金型、盤面印刷機及びオンライン CD 品質測定機器、オフライン測定機器等。

CD 複製製造設備の増設、輸入、購買、変更を行う場合は、新聞出版行政部門による審査及び許可が必要となる。そのうち、CD-ROM 複製製造設備の増設、輸入、購買、変更を行う場合は、新聞出版総署による審査及び許可が必要となる。CD-R 製造設備の増設、輸入、購買、変更を行う場合は所在地の省級新聞出版行政部門による審査及び許可を経た後、新聞出版総署に対して届出を行う。

第十六条 CD 複製製造設備の輸入管理過程は新聞出版総署、商務部、税関総署の関連規定に従って執行する。

中古の CD 複製製造設備の輸入及び輸出加工区、保税区等の税関監督管理特殊区域への持ち込みを禁ずる。

第十七条 取り調べによって閉鎖処分となった CD 複製単位及び取り調べによって押収された複製製造設備の処理については、所在地の省級新聞出版行政部門が同管轄区内にて特定の対象に対して審査、許可を行う。省の管轄を超えた処理が必要な場合、所在地の省級新聞出版行政部門は新聞出版総署に対して省間の調整を求めることができ、接收または買収に同意した CD 複製単位の所在地の省級新聞出版行政部門が審査、許可を行う。上記の CD 複製製造設備の接收または買収については、必ず既存の合法的な CD 複製機構が許可された業務の範囲内において対応する製造設備を接收または買収しなければならない。本来許可された経営範囲を超える場合は、本弁法第十四条の規定に基づいて審査、許可手続きを行わなければならない。

取調べによって閉鎖処分となった CD 複製単位の CD 複製製造設備の価格については、売買当事者双方が協議によって解決する。取調べによって押収された CD 複製製造設備については、関連部門が査定を行った上で価格を決定する。省級新聞出版行政部門は審査、許可を行った後 20 日以内に新聞出版総署に対して届出を行わなければならない。

申請単位は所在地の省級新聞出版行政部門に対して申請を提出し、許可を得た後に新聞出版行政部門の許可資料を根拠として上記の手順に従って関連設備の引継ぎ手続きを行う。

第十八条 国産設備の製造またはその他の科学研究目的で使用される CD 複製製造設備を輸入する場合、本弁法第十五条、第十六条の規定に従って関連の手続きを行う。

第十九条 国家は国産の CD 複製製造設備の製造及び販売に対する登録管理を実行する。国産の CD 複製製造設備の製造及び販売後、それぞれ 30 日以内に所在地の省級新聞出版行政部門に対して届出を行わなければならない。届出の内容は国産の CD 複製製造設備の製造及び販売が行われた日時、設備の名称、設備の型番号、設備の数量及び販売先等を含む。

第二十条 CD-ROM の複製に従事する際は、新聞出版総署が割り当てた CD 製造元識別コード (SID コード) が刻印された金型を使用しなければならない。

CD 複製機構が SID コードの刻印を行う際は、所在地の省級新聞出版行政部門に申請を提出し、所在地の省級新聞出版部門が新聞出版総署に対して SID コードの割り当てを要請す

る。複製機構はコードの割り当て許可に関する資料を受取った日より 20 日以内に指定機構にてコードの刻印を行い、さらにコードの刻印後は関連規定に従い CD 製造元鑑定機構に対してサンプルを送付する。

コードの刻印を行う機構は当該の状況について新聞出版総署に通知し、CD 製造元鑑定機構はサンプルの送付状況を新聞出版総署に通知しなければならない。

第二十一条 複製製造設備の技術、品質に関する指標は国家または業界の標準を満たしていなければならない。

#### 第四章 商業目的による複製の管理

第二十二条 複製単位は許可された経営範囲を厳格に遵守して複製を行わなければならない、範囲を超えて複製を行ってはならない。

第二十三条 国家は商業目的の複製に対して複製委託書制度を実行する。

複製単位はオーディオ・映像製品（音像製品）または電子出版物の複製委託を受ける場合、委託出版単位の捺印がある複製委託書及びその他の法定文書の検証を行わなければならない。

非売品またはコンピュータソフトに属する製品の複製委託を引き受ける場合、省級新聞出版行政部門によって許可され、かつ委託単位の捺印がある複製委託書の検証を行わなければならない。

第二十四条 複製単位は海外製品の複製委託を受ける場合、事前に当該製品のサンプル及び関連の証明書類を所在地の省級新聞出版行政部門に報告し、かつ同部門の同意を得なければならない。複製された製品はサンプルを除き、全て国外に出荷しなければならない。

加工貿易項目に属する CD-ROM の輸出入管理は、国家の関連規定に従って執行する。

第二十五条 複製単位は非オーディオ・映像製品出版機構、非電子出版物機構または個人からの委託を受けて商業目的のオーディオ・映像製品、電子出版物を複製してはならない。またオーディオ・映像製品、電子出版物、コンピュータソフト、非売品のオーディオ・映像製品や電子出版物等をみだりに複製してはならない。

第二十六条 複製単位は委託者が本弁法の関連規定に従って提出した委託書やその他の法定文書及び複製サンプル、製造伝票、出荷記録等を含む十全かつ明確な業務記録を作成及び保存しなければならない。検査に備え、記録の保存期間は 2 年間とする。

第二十七条 複製単位は加工委託を受けた場合、サンプルを除く全ての製品を委託単位に引き渡さねばならず、みだりに追加製造を行ってはならない。委託機構が提供した原盤の CD、磁気テープ、サンプル等についてはいかなる方式であれ、如何なる単位又は個人に対しても譲渡、販売、複製を行ってはならない。

第二十八条 複製単位が複製を行った製品の品質は国家または業界の標準を満たしていなければならない。

第二十九条 複製単位は国家統計に関連する法規及び規定に従って日時通りに関連の統計報告表を記入し、さらに省級新聞出版行政部門は審査、許可を行った後、新聞出版総署に対して一括で報告を行う。

第三十条 複製単位は製品の複製過程において、複製製品が本弁法第三条の内容または委託証明書類に規定された内容と一致しない、または当該製品について、新聞出版行政部門が明文にて複製の禁止及び停止を規定していることを発見した場合、直ちに複製を停止し、速やかに新聞出版行政部門に報告し、かつ要求に従って当該製品の提出または保存を行わなければならない。引き伸ばし及び隠匿行為を行ってはならない。

第三十一条 複製単位の法定代表人または主要責任者は所在地の省級新聞出版行政部門が組織する職場研修を受け入れなければならない。

第三十二条 複製単位は年度検査制度を実行する。同検査は二年に一度、奇数年度に行う。新聞出版総署は年度検査の指導を担当し、省級新聞出版行政部門は当該行政区域内の複製単位に対する年度検査の実施を担当する。検査内容は複製機構の登録項目、設立条件、経営状況、資産の変化、技術設備、品質、人員研修、遵法状況等を含む。

第三十三条 複製単位は年度検査の際に、以下に挙げる資料を提出しなければならない。

- (一) 複製単位の年度検査登録表
- (二) 複製単位が年度検査の要求に従って提出した自己検査報告
- (三) 複製経営許可証、営業許可証等、関連する企業証明書類の複写版

第三十四条 複製単位年度検査の手順

- (一) 複製単位は年度検査が行われる1月15日よりも前に所在地の省級新聞出版行政部門に対して年度検査の必要資料を提出しなければならない。
- (二) 各省級新聞出版行政部門は当該行政区域内の複製単位の状況について全面的な審査を行い、さらに同年度の2月末よりも前に年度検査業務を完了しなければならない。要求を満たしている単位に対しては年度検査合格を認定し、要求を満たしていない単位については年度検査を見合わせる。
- (三) 各省級新聞出版行政部門は同年度3月末よりも前に年度検査の状況報告を新聞出版総署に対して届出なければならない。

第三十五条 複製単位は以下の状況に一つでも当てはまる場合、年度検査が見合わされる。

- (一) 本弁法第九条に規定される条件を備えていない場合
- (二) 規定違反により現在営業停止、業務整理の状態にある場合
- (三) 違法行為が発見され、処罰を下された場合
- (四) 経営悪化により正常な商業目的の複製を展開できない場合

(五) その他の違法行為の存在が疑われ、更なる検査が必要な場合。

年度検査見合わせの期間は省級新聞出版行政部門によって決定され、最長でも 3 カ月を超えてはならない。また省級新聞出版行政部門は期間中、年度検査を見合わせた複製単位に対して業務整理を督促し、これを指導しなければならない。年度検査見合わせ期間の満了後、要求を満たした複製単位に対しては年度検査合格を認定し、なお要求を満たさなかった複製単位については、所在地の省級新聞出版行政部門が登録取消しを提起し、当初証明書の発行を行った機関が複製経営許可証の取消しを行う。

第三十六条 規定通りに年度検査に参加しない複製単位が、書面による催告後もなお年度検査に参加しなかった場合、所在地の省級新聞出版行政部門が登録取消しを提起し、当初証明書の発行を行った機関が複製経営許可証の取消しを行う。

第三十七条 商業目的の複製を違法に妨害、阻止、破壊する行為に対しては、県級以上の新聞出版行政部門及びその他の関連部門が速やかに対策措置を講じてこれを制止する。

## 第五章 法的責任

第三十八条 許可を得ずに、みだりに複製単位を設立するまたは複製業務に従事する者については、新聞出版行政部門、工商行政部門が法定の職権に基づいて取り締まりを行う。刑法に触れる場合は、刑法の関連規定に従って、合法的に刑事責任を追究する。刑事処罰適用に満たない場合は、違法に複製された製品、違法所得及び違法活動に使用した専用工具、設備の没収を行う。違法経営額が 1 万元以上の場合は違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金に処す。違法経営額が 1 万元に満たない場合は、5 万元以下の罰金に処す。

第三十九条 本弁法第三条に挙げられた内容が含まれることや、その他の違法出版物であることを明らかに知った、または知り得るべき情態のもとで、複製した場合、刑法の関連規定に従って合法的に刑事責任を追究する。刑事処罰適用に満たない場合は、新聞出版行政部門が期限付きで営業停止及び業務整理を命じ、違法所得の没収を行う。違法経営額が 1 万元以上の場合は違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金に処す。違法経営額が 1 万元に満たない場合は、5 万元以下の罰金に処す。事件の情状が重大な場合、設立許可を行った新聞出版行政部門がその複製経営許可証を没収する。もし当事者が複製製品の出所について説明及び識別を行い、調査の結果その内容が事実と判明した場合、出版物及び違法所得の没収を行い、その他の行政処罰については軽減あるいは免除することができる。

第四十条 以下の行為に一つでも当てはまる場合、新聞出版行政部門が違法行為の停止命令及び警告を発し、違法製品及び違法所得の没収を行う。違法経営額が 1 万元以上の場合は違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金に処す。違法経営額が 1 万元に満たない場合は、5 万元以下の罰金に処す。事件の情状が重大な場合、営業停止及び業務整理を命じるか、または新聞出版総署が複製経営許可証の没収を行う。

(一) 複製単位が本弁法の規定通りに複製委託書及びその他の法定文書の検査を行わなかった場合



(二) 複製単位がみだりに他人の **CD-ROM** 及び磁気テープ、磁気ディスクの複製を行った場合

(三) 複製単位が非オーディオ・映像出版機構、非電子出版物出版単位または個人からの委託を受けて商業目的のオーディオ・映像製品、電子出版物を複製した場合、または自らオーディオ・映像製品及び電子出版物を複製した場合

(四) 複製単位が法定の手続きを履行せずに海外製品の複製を行った場合、または複製した海外製品を一部でも国内に残した場合。

第四十一条 以下の行為の一つでも当てはまる場合、新聞出版行政部門が改善命令及び警告を発し、事件の情状が重大な場合は営業停止及び業務整理を命じるか、または新聞出版総署がその複製経営許可証の没収を行う。

(一) 複製単位が名称、住所、法定代表人または主要責任者、業務範囲等を変更する際、本弁法の規定通りに審査手続き及び届出を行わなかった場合

(二) 複製単位が本弁法の規定通りに調査資料の保存を行わなかった場合

(三) **CD** 複製単位が **SID** コード未刻印のまたは本弁法の規定に準拠せずに **SID** コードを刻印した金型を使用して **CD-ROM** の複製を行った場合。

第四十二条 以下の行為の一つでも当てはまる場合、新聞出版行政部門は違法行為の停止命令及び警告を発し、**3** 万元以下の罰金を併科する。

(一) **CD** 複製単位が本弁法第十五条の規定に違反し、許可を得ずにみだりに **CD** 複製製造設備の増設、輸入、購入、変更を行った場合。

(二) 国産の **CD** 複製製造設備メーカーが本弁法第十九条の要求通りに報告の届出を行わなかった場合

(三) **CD** 複製単位が本弁法第二十条の規定通りにサンプルの送付を行わなかった場合

(四) 複製製造設備または複製製品が国家または業界の標準に達していない場合

(五) 複製単位の関連職員が本弁法第三十一条の規定通りに職場研修に参加しなかった場合

(六) 本弁法に違反するその他の行為

第四十三条 複製単位が本弁法に違反して許可証取り上げの行政処罰を受けた場合、その法定代表人または主要責任者は許可証が取り上げられた日より **10** 年以内は複製単位の法的代表人または主要責任者を担当してはならない。

## 第六章 附則

第四十四条 本弁法は **2009** 年 **8** 月 **1** 日より施行される。これにより **1996** 年 **2** 月 **1** 日に新聞出版署が発行した『音像製品複製管理弁法』は廃止される。また、その他の複製管理に関連する規定が本弁法に抵触する場合は、本弁法を基準とする。

以上